

まだ間に合う

ラスト
チャンス

居住用賃貸建物の消費税還付

居住用賃貸建物の 消費税還付申告に終止符！

2020年4月に施行された
税制改正において
賃貸アパート・マンションの
建築・購入時に

**建物金額の10%の消費税還
付を合法的に受けるという
ことができなくなりました。**

仕入税額控除制度の適正化を図る
観点から、**2020年10月1日
以後に行う**住宅の貸付けのため
の建物（居住用賃貸建物）の購入
については、仕入税額控除制度の
適用は認められません。

合法的に消費税還付を受けられるケース

- ☑ 2020年9月30日までに引渡しの中古物件を購入
- ☑ 現在個人で物件を保有している方がそれらをまとめて新設法人に譲渡し、名義変更（不動産所有法人の設立を検討されている方対象）
- ☑ すでに複数法人で物件を保有している方がそれらをまとめて新設法人に譲渡し、名義変更

皆様それぞれの状況によって最後の消費税還付を合法に受けられる条件が異なります。詳しくは是非お問い合わせください。

税理士法人 あおば

〒632-0071 天理市田井庄町528
TEL 0743-63-2361

〒550-0012 大阪市西区立売堀
一丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL 06-6541-6790

